

共産党要望項目一覧

平成29年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【緊急対策】 (1) 森友学園、加計学園問題に見られる安倍政権の政治の私物化に、国民から強い批判の声が出ている。早急に臨時国会を開催し、真相を明らかにするよう求めること。</p>	<p>国政に関することであり、特段の対応は考えていない。</p>
<p>(2) 北朝鮮の核・ミサイル開発をめぐり、米国と北朝鮮の間の緊張が、軍事衝突の危険をはらむ新たな事態へと深刻化している。米朝両国が直接相手の意図を確かめるすべもないまま、軍事的恫喝の応酬をエスカレートさせることは、大変に危険であり、それは当事者たちの意図にも反して、偶発的な事態や誤算による軍事衝突につながりかねない。こうした実態を回避するためにも、次の点を政府に申し入れるよう求める。</p> <p>①現在の危機がひきおこされた根本は、北朝鮮が、累次の国連安保理決議に違反して、核兵器・ミサイル開発をすすめてきたことにある。北朝鮮に、国連安保理決議を遵守し、これ以上の軍事的な挑発行為、とりわけ無謀きわまる「グアム島周辺への包囲射撃」の計画を中止するよう強く求めること。</p>	<p>北朝鮮が「グアム島周辺への包囲射撃」の計画を公表したことから、平成29年8月10日に国に緊急要望を行い、外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応を取ることを改めて要望している。</p>
<p>②米朝両政府に対して、強く自制を求めると同時に、現在の危機を打開するために無条件で直接対話に踏み出すよう求めること。直接対話に踏み出す中で、核・ミサイル問題を解決する可能性を追求するよう求めること。</p>	<p>外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応を取ることを国に要望しており、具体の対応は、国において諸情勢等を踏まえて適切に判断されるべきものである。</p>
<p>③日本はもちろん、鳥取県は、米朝間で何らかの軍事衝突が起こった場合に、最大の被害を受ける国・地域の一つとなる。日本政府は、緊張を更に高める軍事的対応の強化ではなく、米朝の直接対話を実現し、核・ミサイル問題を平和的・外交的に解決するための努力を図るよう求めること。</p>	<p>外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応を取ることを国に要望しており、具体の対応は、国において諸情勢等を踏まえて適切に判断されるべきものである。</p>
<p>(3) 安倍総理は、9月から始まる臨時国会に憲法改定案の提出を狙っているが、国民の多くは今憲法改定を望んではいない。しかも、安倍総理の提案する憲法改定案は、9条1・2項を残しつつ自衛隊を書き込むことで、実質的に海外の戦争に参加することを憲法に明記することになる。憲法改定案を提案しないよう求めること。</p>	<p>憲法そのものに改正についての規定が置かれており、国会の発議に基づき国民が国民投票で決するものとなっている以上、国会の場で十分な議論をしていただいた上で、国民の幅広い議論が行われるべきものであり、提案そのものをしないよう求めることは考えていない。</p>
<p>【平和・民主主義】 (1) 国民の思想信条を侵害し、国民の知る権利を奪い、国民を監視することによって、戦争する国づくりに導こうとしている、特定秘密保護法、共謀罪法を廃止するよう求めること。</p>	<p>特定秘密保護法において「特定秘密」として指定されているのは、国の専権事項である外交・防衛・スパイ・テロの4領域であり、県として廃止を求めることは考えていない。</p> <p>また、いわゆるテロ等準備罪についても、国の刑罰に関する事項であり、国会の議決を経て成立した法律のため、廃止すべきかどうかはその運用状況などについての国民的な議論を踏まえて国会が判断すべきことであり、県として廃止を求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 7月7日に国連で核兵器禁止条約が成立し、核兵器が始めて違法化されることとなった。各国の調印が9月20日から始まるが、唯一の戦争被爆国の日本政府が調印するよう求めること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、国会、政府において責任をもって対応していただきたい。</p>
<p>【鳥取県中部地震の復興・豪雪支援】 (1) 被災者生活再建支援法の支援対象に半壊、一部損壊を含めることや、上限300万円の支援金額を500万円まで引き上げることを、国に求めること。また、県の一部損壊への30万円の再建支援補助金や、5万円以下の修繕支援金があるが、それだけでは資金が不足し、住宅改修が進まないとの声が出ている。再建支援補助金や修繕支援金の額を引き上げることや、何らかの手立てをとること。</p>	<p>被災者生活再建支援法については、近年全国各地で発生している大規模な自然災害による被災実態等に鑑み、支援対象範囲を半壊以下へ拡大する等改めて知事会等の場で議論することとしたい。</p> <p>また、県被災者住宅再建支援制度は、被災地域の力強い復興を促進するため住宅再建に必要な資金の一部を支援する制度であり、必要な資金の全てを賄うものではないため、増額は考えていない。</p> <p>なお、被災者の支出可能な予算に応じて修繕を行う業者の斡旋や修繕費の捻出に苦慮されている被災者に対するボランティア団体等による修繕支援等により、引き続き住宅復興に取り組んでいく。</p> <p>【9月補正】震災復興活動特別支援事業 5,000千円</p>
<p>(2) 鳥取県は、被災者の公営住宅への入居期限を原則1年としてきたが、更に1年延長すると知事が表明した。是非とも実施をすること。また入居費用が引続き無料となるよう、県及び市町村が家賃支援し、国にも支援を求めること。また、みなし仮設（民間住宅借り上げ）とその家賃補助も同様に延長すること。</p>	<p>戸別訪問による意向確認の結果、やむを得ない事情により転居先が見つからないと判断された場合、1年間の目的外使用許可の延長（無償）を行い、継続して現住戸に居住いただくことを検討している。</p> <p>民間賃貸住宅借上への支援については、倉吉市の意向を踏まえ、継続の是非を検討する。</p>
<p>(3) 地震で空き家が被災しても、持ち主が県外であった場合、被災者住宅再建支援制度の対象外であり、資金不足から住宅改修がしにくく、解体を余儀なくされ、空き地となってしまう、「地方創生」「移住促進」と言いながら、家の持ち主が将来Uターンすることもできなくなってしまう。「地方創生」「移住定住」の観点から、「被災空き家」への支援制度を創設すること。</p>	<p>県被災者住宅再建支援制度は、自然災害によって、住んでいる住宅に被害を受けられた方が、被災後も同じ地域に住み続けられるよう住宅再建を支援するものであり、空き家の改修を支援対象とするのは制度の趣旨にそぐわない。</p> <p>なお、被災した空き家についても、県による住宅耐震化支援制度の活用は可能である。また、移住定住を促進する観点から、移住者（Uターン含む）が居住する住宅の修繕等に係る支援制度を設けている。</p>
<p>(4) 倉吉市庁舎（登録有形文化財）が被災したが、国の補助制度がない。補助制度を検討するよう、国に求めること。</p>	<p>被災した国登録文化財の修理に係る工事費の国庫補助については、昨年12月に国に対して要望を行った。</p> <p>なお、倉吉市庁舎については、設計監理費が補助対象となっており、当該補助制度を活用している。工事費については、交付税措置のある起債が手当てされることとなっている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5) 被災地には特別交付税の制度があるが、各地で災害がおき、予算不足からお金が回ってこない。予算総枠を増やすよう国に求めること。</p>	<p>特別交付税は、普通交付税で捕捉されない各自治体の特別の財政需要に対して、交付されるものであり、その総額は交付税総額の6%と定められている。</p> <p>交付税総額の確保については毎年、国に対して要望しており、本年度も7月に総務大臣に対して必要な地方交付税総額の確保を要望し、さらに鳥取県中部地震の復興に係る財政支援についても要望を行った。今後の国の動向を踏まえた上で、継続的に要望したい。</p> <p>なお、本年度の特別交付税については、被災市町村における本年度の財政需要を取りまとめた上で、国に要望することとしている。</p>
<p>(6) 中部地震による農業施設の被害が、春になって水を通して初めてわかったとの声を聞いた。国の農地・農業用施設災害復旧事業は、期限があり（発災から30日以内に報告、60日以内に災害査定）使えない。国の何らかの支援制度の創設を求めること。また現在、単県の「しっかり守る農林基盤交付金」で対応しているが、対象が増えているので予算がたりない。補正予算を組むこと。また農家負担割合は市町村が決めているが、大きな災害であったので、特別に農家負担の軽減をはかるよう市町村と調整し、そのために県も上乘せ支援をすること。</p>	<p>一定期間以上を過ぎた後では、災害か、維持管理か特定が難しくなり、事業採択に時間を要して事業目的である早期復旧ができなくなる。</p> <p>また、「しっかり守る農林基盤交付金」については、9月補正による対応を検討中である。</p> <p>【9月補正】「しっかり守る農林基盤交付金」災害枠 5,000千円</p> <p>農家負担については、各市町村が負担することで、農家負担が軽減できる仕組みとなっている。</p>
<p>(7) 旅館の施設被害があったが、資金が主体で、国の補助金制度がない。制度創設を国に求めること。</p>	<p>旅館に特化した補助制度創設を国に求める予定はない。なお、旅館を含めた中小・小規模商工事業者については、県版経営革新総合支援補助金（復旧・復興型）及び災害等緊急対策資金で支援を行っている。</p>
<p>(8) JAの13支所の建物が被災し、大栄支所は7000万円もの被害であったが、支援制度がない。業者向けに、「鳥取県版経営革新総合支援補助金（復旧・復興型）」があるが、対象外である。同制度の対象となるようにすると同時に、国にも支援制度を創設するよう求めること。</p>	<p>鳥取県版経営革新総合支援補助金（復旧・復興型）については、被災した中小・小規模商工事業者の施設設備等の速やかな復旧を支援する制度としており、商工事業者に当たらないJAについて本制度の対象とする予定はない。</p> <p>また、国に対しても、JA施設に係る支援制度の創設を求める予定はない。</p>
<p>(9) 豪雪で、ビニールハウスやぶどうの木がつぶれてしまい、木にぶどうがなるまで3～4年かかるが、その間の所得保障がない。何らかの保障制度を創設すること。また、国にも制度創設を働きかけること。</p>	<p>樹体の損傷等を補填する果樹共済（樹体共済）の制度がすでにあるため、この制度を対応いただきたい。</p>
<p>【くらし・福祉・社会保障】</p> <p>(1) 国民健康保険制度</p> <p>国保県単位化は、知事が11月末に、県国保運営方針を決定する見通しであり、住民の負担軽減のために、以下のことを反映させること。</p> <p>① 8月末～9月頭に示される納付金と標準保険料は、県民に公表すること。</p>	<p>8月末から9月頭を目指して算定する納付金等の試算については、結果の公表を予定しているが、平成29年度予算をベースとした試算であり、平成30年度予算をベースとした11月以降の本算定の数値とは乖離があることが想定されている。そのため、試算結果の公表に当たっては、住民に無用な混乱が生じないよう特に配慮する必要があると考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②国保料を引き上げないようにするため、保険料試算は、4方式ではなく資産割をぬいた3方式とし、均等割の対象から収入のない子どもを抜くこと。また応能負担を徹底すること。保険料の統一はしないこと。</p>	<p>保険料等の算定方式については、現在、市町村との合意に向け検討を行っているところであり、保険料については、各市町村の医療費水準を反映させた納付金を基に、各市町村が決定する方向としている。</p> <p>また、子どもを対象とした均等割のあり方については、全国知事会において、保険料軽減措置の導入を要望している。保険料の賦課については、国民健康保険法施行令で、応能分と応益分の負担が示されているところであり、受益に応じた負担も必要と考える。</p>
<p>③市町村の一般会計繰入を県が一方的に制限しないこと。また県独自に国保料軽減のための繰入を行うこと。全国知事会が国に1兆円の財政支援を求めたにもかかわらず3,400億円に留まっており、国に抜本的な財政措置を求めること。</p>	<p>保険料抑制等のための市町村国保財政の一般会計からの法定外繰入れについては、計画的・段階的に解消が図られるよう国の国保運営方針のガイドラインにおいても示されていることから、県が策定する国保運営方針にもその方向性は記載することとしている。</p> <p>また、県は法に基づく応分の負担をする役割を担っており、県として法定外の新たな財政支援は考えていない。</p> <p>国の財政措置の拡充については、これまでも全国知事会とともに、国庫定率負担金の引上げ等を要望しており、引き続き行っていく。</p>
<p>④市町村の医療費水準を全て、市町村が県に収める納付金に反映させないようにすること。</p>	<p>納付金の算定に当たっては、各市町村の医療費水準を反映させる納付金とする方向で検討を行っているところである。</p>
<p>⑤県特別医療費助成に対する、国庫負担金減額（国保ペナルティ）は、すべて市町村にかぶせるのではなく、県が半分負担すること。また国に国保ペナルティの全廃を求めること。</p>	<p>特別医療費の助成は、不必要な受診の機会を増やすものではなく、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が医療を受けやすくするための制度であり、子育て・少子化対策等の観点から、本来国が全国統一的に行うべきものと考えている。</p> <p>子どもの医療費助成に関しては、未就学児までを対象とする医療費助成を、平成30年4月から減額措置を行わないこととされたが、本県の医療費助成の対象年齢は高等学校卒業年齢程度までとしているため、見直しの対象は高等学校卒業年齢程度までとすることや、特別医療費の助成における減額措置は、子ども以外にも、身体・知的障がい者やひとり親家庭などへの助成に対しても行われていることから、引き続き国の動向を注視し、あらゆる機会を捉えてすべての減額措置の廃止を要望していく。</p> <p>なお、平成30年度の国保制度改革により県も保険者として市町村とともに、国保事業の運営を担うことになることから、国庫負担分の減額に伴う県全体の国保財政への影響を考慮し、今後、対応について市町村と協議していくこととしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥人権侵害になるような取立てや差し押さえをしないよう、ルールを市町村と意思統一すること。また地方税滞納整理機構の利用を促進するとしているが、保険料徴収していない県がかかわることで、住民の生活実態を反映しない取立て強化につながる危険性があり、利用促進しないこと。</p>	<p>市町村において、滞納処分当たっては、被保険者の特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努められているところであり、県では、引き続き市町村に対し、滞納処分の手続きを適切に行うよう助言していくとともに、研修会で必要な内容の周知を図ることとする。</p> <p>また、地方税滞納整理機構の活用については、従来の取組の範囲内での活用を想定しているが、国保運営方針への記載内容については精査を行っているところである。</p>
<p>⑦資格証や短期保険証の発行は、各市町村が住民生活を見ながら決めているので、市町村に統一を押し付けないこと。また、医療費窓口負担をいったん全額支払う（償還払い）資格証明書は発行しないことや、短期保険証は自治体での留め置きとならないよう郵送するなど、住民の暮らしを守るため事務手続きの改善をはかること。また、保険料が払えない人に対し、人間ドックの受診制限などのペナルティを行っている自治体もあるが、かえって健康状態を悪くし、医療費の高騰にもつながる。医療や暮らしへのペナルティを行わないよう市町村と話し合うこと。</p>	<p>現在、被保険者資格証明書や短期被保険者証の交付に当たっては、市町村において被保険者の特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握しているところであり、発行に係る事務の標準化について、これらの現状を踏まえて検討していくこととしている。</p> <p>また、資格証明書や短期証の交付は、国民健康保険制度を維持していくために、被保険者に保険料を納付していただく仕組みとして法定されているものであり、必要な制度と考えているが、短期証の交付について、世帯主が窓口で納付相談に来ないことにより、短期被保険者証を窓口で長期間留保することは望ましくないため、被保険者の手元に届くよう電話連絡、家庭訪問等を行うなど、適切な取り組みを行うよう市町村に助言していく。</p> <p>なお、人間ドックの実施等の保健事業については、各市町村が保険者としての責任で取り組んでいるものと考えている。</p>
<p>⑧一部窓口負担金の減免の取り扱いも、市町村に統一を押し付けるのではなく、負担軽減のために県が支援し、減免制度の充実をはかること。</p>	<p>一部窓口負担金の減免については、各市町村の現状やニーズを踏まえ事務の標準化を検討していくこととしている。</p> <p>また、県は法に基づく応分の負担をする役割を担っており、県として法定外の新たな財政支援は考えていない。</p>
<p>(2) 鳥取県医療費適正化計画・鳥取県保健医療計画</p> <p>①計画に、参考値としながらベット数の削減を国が求める「地域医療構想」を反映するよう、国が求めているが、病床削減をおしつける計画にならないようにすること。必要な病床数を確保すること。</p> <p>②25：1の医療型療養病床が今年度で廃止予定であるが、入院患者の行き場が失われたり、必要な医療が受けられないことがないようにすること。「介護医療院」への転換も選択肢の一つであるが、医療体制が十分とはいえない。「介護医療院」のあり方を抜本的に充実するよう求めること。</p>	<p>医療費適正化計画は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的・計画的に推進するため、国の定める「医療費適正化基本方針」に即して、本年度県が策定する計画（第三次）であるが、鳥取県地域医療構想で記載される「国のルールで算出した将来の病床数」（参考値）を直接反映させる仕組みにはなっていない。</p> <p>医療型療養病床のうち、看護師配置基準が25対1の病床については29年度末で設置期限を迎えるが、設置期限後の病床の取扱いや経過措置については、現在、国（中央社会保険医療協議会）において検討中である。</p> <p>また、介護医療院の具体的な人員配置基準、施設基準等についても、現時点で決まっていないため、引き続き国の動向を注視していきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 介護保険</p> <p>①第7期介護保険計画の検討中であるが、地域包括ケア法によって県が市町村計画に介護費抑制で口を出せるようになったが、必要な介護が受けられないような指導・助言はしないこと。</p>	<p>「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年6月2日公布、平成30年4月1日施行）によって改正された介護保険法は、高齢者がその有する能力に応じ自立した生活を送っていただくため、市町村が保険者機能を発揮して自立支援・重度化予防に取り組めるよう都道府県の研修等を通じた市町村支援等が規定されたものであり、介護給付費等の抑制を求めるものではない。</p>
<p>②特別養護老人ホームが不足しているので箇所数を増やすことや、そのために県が財政支援をすること。</p>	<p>特別養護老人ホームの整備については、市町村の意見を聞きながら、介護保険事業支援計画の中で検討していく。特別養護老人ホームの整備の際には、地域医療介護総合確保基金（介護分）等による財政支援をしている。</p>
<p>③要支援1・2の受け皿とされている市町村総合事業は相変わらず進んでいない。従来どおりの支援が受けられるよう、事業所の報酬加算、利用者負担の軽減など、県が財政支援すること。</p>	<p>市町村総合事業は、住民ボランティアなど多様な主体による支援を可能とする制度であるものの、従来どおりの支援が必要な方は、指定事業者による従来の予防給付相当のサービスが受けられることから、県が財政支援することは考えていない。</p>
<p>(4) ドクターヘリが平成29年度末から運用されるが、フライトドクターは確保されているものの、受入病院では救急科専門医数が、県立中央病院1名、智頭病院0、県立厚生病院1名、鳥大付属病院3名、日野病院0となっており、せっかくドクターヘリが運行されても病院での受け入れが十分できる環境とは言いがたい。救急科専門医数を増やすため、医師修学資金で手立てをとっているとのことであるが、更に充実し、救急科専門医数を増員すること。</p>	<p>救急科専門医については全国的にも不足し、本県でも確保が厳しい状況であるが、鳥取県医師確保奨学金の返還免除要件において救急科等の特定診療科を優遇するなど、救急科専門医確保のため、政策的に誘導を行っているところである。</p> <p>鳥取大学医学部附属病院にドクターヘリが配備されることで、救急科専門医・研修医確保の効果が期待され、将来的には、県内のドクターヘリ搬送先医療機関での救急科専門医確保にもつながると考えている。</p>
<p>【子ども・子育て・保育】</p> <p>(1) 少子化といわれる鳥取県でも保育所待機児童が発生しその数が増加している。認可保育所を増やすこと。そのためにも保育士確保が必要であるが、安倍政権による保育士処遇改善は、経験年数による加算があるものの月6000円程度であり不十分である。全産業平均より10万円安い保育士給与の格差を是正するため、当面月5万円で、その後毎年1万円ずつ引き上げて10万円にするよう、国に保育士処遇の抜本改善を求めること。また鳥取県独自に保育士処遇改善加算を行うこと。</p>	<p>年度中途の待機児童解消に向けて、県としても市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく需給調整を踏まえた施設整備に対して支援を行い、順次保育所等を新增設している。</p> <p>保育士の処遇改善については、従来から、市町村と協力して1歳児加配や障がい児加配実施による保育の質の向上と併せて処遇改善を行っているところであり、また今年度、国において新たな処遇改善が創設されたところである。現時点において県独自の給与加算の創設は考えていないが、国においてさらなる財源を確保し保育の質の改善が着実に図られるよう、引き続き国に対して要望していく。</p>
<p>(2) 保育士資格の無い「子育て支援員」が増えているが、保育現場では、その確保と教育が負担になっている面もある。子育て支援員配置期限は延長してはならないし、期限までに抜本的に保育士を増やすこと。</p>	<p>保育士等の配置基準に係る弾力化は、子育て支援員等の配置状況や効果、課題等について調査を行い、適用期限延長の可否を判断する予定である。</p> <p>また、保育士の確保については、処遇改善だけでなく、潜在保育士や保育士を新たに目指す者への就職支援等の実施、奨学金返還支援などにより引き続き取り組んでいく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 保育士配置基準を改善すること。特に、4・5歳児の30:1を20:1に改善すること。</p>	<p>保育士の配置基準の引上げについては、継続して国に要望しており、引き続き要望していく。</p> <p>なお、本県では従来より、市町村と協力して1歳児加配や障がい児加配を国制度に上乗せして実施し、保育の質の向上と処遇改善を行っているところであるが、4・5歳児加配については現時点で実施主体である市町村の合意が得られていないことから、実施する予定はない</p>
<p>(4) 「小規模保育事業」、「企業主導型保育事業」が広がっているが、園庭がなくても、ビルの一室でも保育事業が行えるため、子どもたちにとって決してよい保育環境とはいえない。県独自に、施設整備や保育士加配への支援を行うこと。また営利企業の参入を避けるためのルールや、利潤を保育目的以外に使わせないためのルールをつくること。</p>	<p>小規模保育事業所及び企業主導型保育事業所の職員配置及び設備等に関する基準は、園庭や調理室の設置が義務付けられていないことを除き、認可保育所とほぼ同様である上、職員配置基準においては、保育の質確保を図るため、保育所と同様の配置人数に加えて1名の配置が必要となっており、県単独で上乗せ支援を行う考えはない。</p> <p>また、小規模保育事業所及び企業主導型保育事業所は、国で定められた基準により設置・運営されるものであるため、営利企業の参入を制限するなどのルールを県が独自に設けることはできない。</p>
<p>(5) 学童保育は、利用児童が5年前に比べ35%増加し、「需要の高まりに環境整備が追いついていない」と県当局も話している。待機児童も存在しているが、公営以外は事業所への直接申し込みが多く、市町村が正確に把握できていない。待機児童の数を調査し、学童保育を増設すること。</p>	<p>放課後児童クラブの待機児童数については、国の調査要領に基づき、市町村を通じて毎年調査を行い把握している。</p> <p>利用希望者の増に対応するため、市町村により順次施設整備が行われており、国補助制度の補助率嵩上げなども活用しながら、受皿を順次拡大している。</p> <p>今後も引き続き、市町村の施設整備及び放課後児童支援員等の人材確保を支援していく。</p>
<p>(6) 平成27年度から開始した子ども子育て支援計画を中間点検し、必要な保育事業が提供できているか点検すること。</p>	<p>県の子ども・子育て支援事業支援計画は、5カ年の計画期間の中間年にあたる今年度において、計画の進捗状況の検証等を行いながら、見直し作業を行っているところであり、同様に見直し作業を行っている各市町村の子ども・子育て支援事業計画の見直し結果等も反映し、今年度中に改訂する予定である。</p>
<p>(7) 国保都道府県単位化の中で、自治体の小児医療費助成に対する国庫補助削減（国保ペナルティ）の一部解消の動きがある。これを契機に、国の責任で、子どもの医療費助成を18歳まで、せめて就学前無料化をはかるよう国に求めること。また鳥取県では、高校卒業までの無料化に踏み出すこと。</p>	<p>子どもの医療費制度については、未就学児までを対象とする自治体の医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置が見直されたところであるが、見直しの対象を18歳に達した年度末までとすること、少子化対策の一つとして全国一律の制度を国の制度として創設することについて、引き続き全国知事会をはじめ各ブロック知事会や本県の国要望において制度創設を要望しているところである。</p> <p>無償化については、本県では平成28年度から高校卒業まで所得に関わりなく医療費の助成を行っており、既に都道府県レベルでは全国トップの制度となっていること、無料というのは保険制度の中で問題があるとの議論もあることから、現時点では考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(8) 一人親家庭の特別医療費助成制度は、親子共に医療費を助成するものだが、親の場合は、所得税非課税世帯が対象である。しかし、一人親家庭に支給される児童扶養手当が所得になってしまう。そして実際には、母親が非正規雇用なのに、医療費助成の対象から外れてしまった場合もある。親の所得要件を緩和すること。</p>	<p>児童扶養手当法第25条の規定により、児童扶養手当は課税所得とされていません。</p>
<p>(9) 児童手当が現在中学生までしかないが、高校生・18歳まで広げるよう求めること。</p>	<p>児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付であり、子育て税制と並列の枠組みで、国の責任において実施されるものであるため、県として支給期間の延長を求める予定はない。</p> <p>なお、児童手当の支給対象年齢及び支給額は、児童手当法施行以降、順次拡大している。</p>
<p>(10) 生活保護世帯であっても、大学生になると生活保護の対象からはずされるが、大学に行くための生活基盤が失われてしまい、結局大学進学ができなくなってしまう。現在、国において制度改善の検討中とのことだが、生活保護の対象となるよう、国に求めること。</p>	<p>本年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を含めた自立支援に、必要な財源を確保しつつ取り組むことが明記されたことを踏まえ、現在厚生労働省において制度設計に向け、検討が開始されており、県としてこれらの状況を注視して参りたい。</p>
<p>(11) 鳥取県独自の、大学生への給付制奨学金制度を創設すること。琴浦町では、同和対策であった進学奨励金を一般施策化させ、高校生と大学生、専門学校生に給付金を支給している。</p>	<p>子どもたちが経済的な理由により大学等への進学をあきらめることがないよう、教育の無償化に係る検討を進めるとともに、給付型奨学金や貸与型奨学金の制度の一層の充実を図るよう本年7月に国に要望を行った。</p> <p>また、本県では地元企業に就職した学生が借り入れた奨学金の返還を減免する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を既に設けているところであり、現時点で新たに独自の給付型奨学金制度を設けることは考えていない。</p>
<p>(12) 大山町がこの度、高校生の通学費補助を始めた。また岩美町では岩美高校にかよう学生に通学費補助を行っている。鳥取県でも上乗せ支援をするなど、高校通学費補助を実施すること。</p>	<p>県立高等学校においては、就学支援金制度、授業料の減免制度、奨学給付金制度などを設け、高校生を持つ保護者の負担軽減に努めており、通学費の補助は考えていない。</p>
<p>【農林水産業】</p> <p>(1) 日欧EPAの大枠合意の内容は、チーズ、豚肉、牛肉、集積材、あじ・さば等、野菜・果実等について、TPP以上の関税引き下げや撤廃を求めるものとなっており、日本と鳥取県の農林水産業に悪影響を与えるものである。中止を求め、かつ交渉過程等や内容について情報公開し、地方自治体や農業団体に丁寧に説明するよう求めること。</p>	<p>日EU・EPA大枠合意を受け、7月20日、国内農林水産業への影響を慎重に検証し、各県単位で説明会を開催することや、国の責務において、緊急的かつ長期的視野に立った対策を講じることなどについて要望した。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 安倍政権の「農業競争力強化プログラム」に沿って、農業競争力強化支援法、農業機械化促進法廃止、主要農作物種子法廃止、改正土地改良法、改正農村地域工業等導入促進法、改正農林物資の規格化に関する法、改正畜産経営安定法、改正農業災害補償法、この「農業改革」関連8法がすべて成立した。これらは決して、うたい文句のような、農家の所得を向上させることが狙いではなく、営利企業の儲け口を増やすために行われる規制緩和である。競争激化によって、鳥取県の農家、とりわけ中山間地域を支えている小規模農家、兼業農家が淘汰され、農業協同組合が弱体化させられ、農業や地域を崩壊させるものである。法は成立したが、鳥取県の農業や地域を守るための手立てをとるよう国に求めること。</p>	<p>いわゆる農業改革関連8法については、国において、制度の詳細や運用面の具体的検討が行われているところであり、引き続き情報収集に努める。</p>
<p>① 農業競争力強化支援法は、全農以外の企業にも生産資材提供や流通加工業に道を開くものであるが、価格競争による生産資材の質や安全性の低下がないよう、また必要な資材が購入できなくなるよう手立てをとること。全農の農業協同組合の精神が発揮できるルールを確立するよう求め、全農組織の一方的な再編・淘汰を迫ることが無いよう求めること。</p>	<p>制度の詳細は不明だが、農業者に悪影響が及ぶような法律とは伺っていない。</p>
<p>② 種子法は廃止されたが、優良な種子の生産・普及を保障するためにも、引続き県が関与すること。</p>	<p>引き続き優良種子の安定供給について県が関与していくことになっている。</p>
<p>③ 農業機械化促進法は廃止されたが、農機具の安全性確保や適切な購入のためにも、引き続き県が関与できるようにすること。</p>	<p>引き続き農機具の安全性確保や農作業安全の啓発等について県が関与していくことになっている。</p>
<p>④ 改正土地改良法では、県の判断で、地権者の同意がなくても、農地を農地中間管理機構が借り上げ、農家負担なしで国事業による基盤整備できるようになったが、一定の面積規模も求められており、耕作放棄地対策への効果は疑問である。仮に発動する場合には、農地の貸し出し先は、地域でつくられた「人・農地プラン」を前提とし、むやみに地域外の営利企業が参入しないようにすること。</p>	<p>地域での話し合いを反映させた「人・農地プラン」に基づき、関係機関、市町村、地元関係者等と合意形成を図りながら取り組んでいく。</p>
<p>⑤ 改正農村地域工業等導入促進法では、農地転用の企業種が拡大されたが、農地を農地として守る手立てを県で考えること。また地域住民の納得がない企業参入がないようルールをつくること。</p>	<p>農工法の対象となる企業種は拡大されたものの、農地転用の許可基準の変更はないところであり、今後とも適正に対応をしていく。</p>
<p>⑥ 改正畜産経営安定法・指定生乳生産者団体制度・加工原料乳生産者補給金制度 指定生乳生産者団体の対象も、加工原料乳生産者補給金の給付対象も拡大され、競争が激化し、実質的に生乳価格の下落と酪農家の淘汰につながる危険性がある。制度改定を行わないよう求めること。</p>	<p>第193回通常国会で畜産経営の安定に関する法律の一部改正が行われ、生乳の需給調整を国が担うこととなった。今後も指定生乳生産者団体制度設計の検討状況といった国の動向に注視する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦改正農業災害補償法によって、「農業災害補償法」から「農業保険法」に改定され、農業共済制度に加え、農業収入保険制度が創設されることとなり、収入保険制度の法制化は通常国会で行われる予定である。収入保険制度は、農家収入全体に対する補償であり、青色申告する者が前提となっており、比較的規模の大きい農家しか入れない。もっと小規模農家でも入れるよう対象拡大の検討を求めること。8割程度とされている補償割合を更に充実させるため、国の予算確保を求めること。同時に、収入保険制度に入れない小規模農家が想定されるため、農業共済制度は当然加入制度から任意加入制度に改定される、制度そのものの後退が検討されている。従来制度を後退させないよう、また補償割合の充実を国に求め、そのための財政措置を国に求めること。</p>	<p>農業経営収入保険制度については、農業者へのメリット・デメリットを含めた運用面での詳細な内容が判明していないため、引き続き情報収集に努める。</p>
<p>(3) 今こそ、食料自給率の向上、せめて50%を超えることを国に求め、価格保障、所得保障制度の充実を求めること。コメの戸別所得保障制度は廃止ではなく、元の15,000円/10aまでもどし、国の責任で米の生産調整を行い、主食であるコメ生産に国が責任を負うよう求めること。飼料米や飼料稲の転作補助金単価を維持・充実すること。牛・豚マルキンの9割補填は、TPPや日欧EPA締結を前提とせず実施するよう求めること。国の畜産クラスター制度は対象が狭いため条件緩和すること。果樹共済制度の保障充実を求めること。</p>	<p>米の所得補償制度については、水田のフル活用対策等の継続をすること、米の需給調整は、国の責務において行うこと、また、飼料用米等への作付取組には、水田活用の直接支払交付金の維持することについて、これまでも国に対して要望しているところである。</p> <p>牛・豚マルキンの9割補填については、国において検討中であり、その動向を注視するとともに、国の畜産クラスター制度については、国に再度要望している。</p> <p>また、果樹共済制度の補償充実については、農業収入保険制度との関係について情報収集を行っていく。</p>
<p>(4) 昨今、スルメイカがとれないとの声がある。日本の排他的経済水域内にある、能登半島沖の漁場（大和堆）で、昨年9月から10月にかけて外国漁船（北朝鮮船など）が、数百隻でイカを中心とした違法操業を行っている。今年9月、10月のイカ漁の最盛期に向け、日本の漁船が安全に操業できるよう万全を尽くし、違法操業を行う外国船に対し監視や取締りを強化するよう国に求めること。近隣諸国と連携し、主権の尊重などのルールの確立、水産資源確保にむけた取組みを求めること。</p>	<p>日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について、平成29年7月20日に水産庁長官に対して要望した。今後とも引き続き国への働きかけを行っていく。</p>
<p>(5) 西部地域のなら枯れ被害が多発している。トラップの効果の検証が必要だ。また被害にあった木は現在立ち木燻蒸か倒木して燻蒸していると報告された。倒木した木は放置しているとのことだが、林道に近くに搬出が可能な木はチップなどの活用をすすめること。</p>	<p>カシナガトラップについては、平成28年度から大山町に設置して、一定の効果があったため、今年度は新たに伯耆町や琴浦町、国有林等にも設置範囲を広げ、8月現在、大山町では約330万頭を捕獲中であり、今後、空中探査等による被害発生状況の確認等により、引き続きカシナガトラップの効果検証を行うこととしている。</p> <p>なお、林道沿いなど道から近いところでは、景観や安全確保等の観点から現地状況を踏まえ、被害木を搬出して、チップ等への活用も検討することとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【雇用・働き方】</p> <p>(1) 「働き方」改革</p> <p>① 「月100時間残業」を合法化する改悪に反対すること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところだが、今年秋の臨時国会に提出される予定である、労働時間に関する労働基準法改正案については、国会における審議の状況を注視していきたい。</p>
<p>② 裁量労働制の拡大、高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）の導入に反対すること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されており、裁量労働制の拡大、高度プロフェッショナル制度を盛り込んだ労働基準法改正案については、国会において審議されているところだが、これを取り下げ、改めて今年秋の臨時国会に出し直される予定であり、国会における審議の状況を注視していきたい。</p>
<p>③ 労使協定による「特例」「抜け穴」を認めない残業時間の上限規制（大臣告示：週15時間、月45時間、年360時間）と最低11時間のインターバル規制（勤務と勤務の間に最低とるべき休息时间）を行う労基法改正を早期に実現するよう求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところだが、残業時間の上限規制、勤務間インターバル導入を盛り込んだ労働基準法改正案については、今年秋の臨時国会に提出される予定であり、国会における審議の状況を注視していきたい。</p>
<p>④ 1日2時間を越える残業や3日連続の残業以降は、残業代の割増率を50%に引きあげ、長時間残業を規制するよう求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところだが、今年秋の臨時国会に提出される予定である、労働時間に関する労働基準法改正案については、国会における審議の状況を注視していきたい。</p>
<p>⑤ 残業代を払わない違法な「サービス残業」が摘発されたら、残業代を2倍とする罰則をつくるよう求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところだが、今年秋の臨時国会に提出される予定である、労働時間に関する労働基準法改正案については、国会における審議の状況を注視していきたい。</p>
<p>⑥ パワハラ行為を行った企業に対して、助言、指導、勧告を行い、勧告に従わない企業名を公表するなど、罰則を法律で定めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところだが、国において、違法な長時間労働を行わせている企業名の公表基準を拡大し、是正指導を強化するなどの『過労死等ゼロ』緊急対策を今年1月から開始したところであり、その状況を注視していきたい。</p>
<p>⑦ 違反行為をして摘発された企業の中で企業名が公表されたのはわずか0.2%に留まっている。同一企業で年2回以上、労働時間管理や残業代未払いで摘発された企業名は公表するよう求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところだが、国において、違法な長時間労働を行わせている企業名の公表基準を拡大し、是正指導を強化するなどの『過労死等ゼロ』緊急対策を今年1月から開始したところであり、その状況を注視していきたい。</p>
<p>(2) 鳥取県最低賃金審議会答申では、鳥取県の指定賃金が23円プラスの738円と引きあがった。引きあがったことは評価できるが、生活するには最低でも時給1000円以上が必要である。更なる最低賃金の引き上げと、そのために欧米では行われている最低賃金引上げのための中小企業支援を行うよう求めること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【経済・財政】</p> <p>(1) 消費税10%増税は、2回の実施延期で、2019年10月とされている。しかし、アベノミクスによっても景気が回復したとは言えず、実質賃金上がらないままであり、消費税収も減少傾向である。景気を悪化させる消費税10%増税は、延期ではなく、きっぱり中止するよう求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引上げの中止を求めることは考えていない。</p>
<p>【自衛隊美保基地・米軍関係】</p> <p>○以下の事項について、改めて確認する。県がわからないことは国機関に確認を求めること。</p> <p>■CH47配備について</p> <p>①鳥取県が、「大規模災害の対応」として配備を求めてきていたが、中期防衛力整備計画では、「島嶼部への攻撃への対応」や「弾道ミサイル攻撃への対応」として位置づけられているが、CH47の美保基地配備のそもそもの目的は何か。海外への展開はあるのか。</p>	<p>県がかねてから要望してきた、大規模災害や国民保護措置の必要な事態への対応能力向上のための配備と聞いている。</p>
<p>②配備計画は、29年度中2機、最終的に4機と聞いているがどうか。機体機種はCH47JとCH47JAのいずれか。この機体機種の違いによる機能の違いは何か。どんな機能・輸送能力があるのか。</p>	<p>機種はCH47Jを、29年度中に2機、最終的に4機程度を配備予定と聞いている。CH47JAは、CH47Jの性能向上型で大型燃料タンクを保有し、長距離輸送能力が向上、機内に約8.5t、吊り下げで約12tの運搬能力を保有すると聞いている。</p>
<p>③配備に伴って、航空自衛隊美保基地の敷地内に米子陸上自衛隊分屯地ができ、その統括は中部方面総監であると聞いている。それに伴う、指揮命令系統や任務・役割はどうなるのか。また、約80人の新たに陸上自衛隊が配備されると聞いたが、全国的にみて部隊の増強でまかなうのか、それともどこかの部隊を移転させてくるのか。鳥取県・美保基地陸上自衛隊機能が特別に強化されることになるのか。中期防によると、陸上自衛隊は、中央即応集団が再編され、総隊・方面隊に再編され、部隊は、機動運用部隊と平素地域配備部隊になるとされているが、美保基地内に予定されている米子陸上自衛隊分屯地は、どれに当てはまり、どのような役割になるのか。</p>	<p>日本海側の沿岸地域における大規模災害への対応能力向上を図るため、美保基地に中部方面ヘリコプター隊第3飛行隊（仮称）を新編する計画であると聞いている。</p>
<p>④CH47の訓練は、離着陸訓練と投下訓練と聞いているがどうか。先日、岩国基地で自衛隊ヘリが吊り下げ訓練中墜落し3名が死亡する事故が起きた。同様の事故がおきないか心配である。訓練内容、訓練時間、訓練場所、訓練の頻度、投下訓練は何を投下するのか。</p>	<p>訓練の内容については、平成29年7月31日付け中部方面総監部（お知らせ）「美保基地及び周辺におけるCH-47の飛行訓練等について」のとおりと承知している。</p> <p>孤立集落への救援物資等の提供や取り残された人の救助に必要な訓練として、物料投下、吊り下げ、空挺降下等の訓練を日中及び夜間に行う予定と聞いている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑤格納庫等の整備や、機体に係る経費はどうか。	平成28年度予算で整備格納庫等建設費約36億円を計上し、施設整備が行われている。機体に係る経費等は承知していない。
■C1 輸送機から C2 輸送機への配備転換 ①C1 から C2 輸送機への転換は老朽化による対応だけではなく、中期防でいう「島嶼部に対する攻撃への対応で、迅速な展開・対処能力の向上」という目的によるものなのか。海外展開はあるのか。C1 と C2 の機能の違いは何か。	耐用年数の到来及び、震災等各種事態対応や国際平和協力活動における輸送能力向上のため、C1 から後継機のC2 に順次機種変更を行っていること、また、C2 はC1 輸送機に比べ、速度性能、航続距離及び搭載能力が格段に向上していると聞いている。
②C1 から C2 への配備転換の計画はどのようになっているか。人員配置はどうか。	C1 は、後継機であるC2 の導入ペースに応じて用途廃止し、C2 今年度2機、30年度3機、31年度1機、32年度1機を配備予定と承知している。現段階で人員配置については承知していない。
③C2 輸送機が滑走路逸脱事故を起こし、再発防止のための機体改良も検討しているが、いつ機体改良されるのか。	早期にシステム改修が行われるよう調整されると聞いている。
④格納庫等の整備や機体など、C2 輸送機配備のための経費はいくらか。	平成29年度予算においてC2 輸送機3機取得に係る経費として、約553億円を計上されている。施設整備については、現段階で未定と聞いている。
■新空中給油機の配備 ①中期防における新空中給油機の位置づけは何か。海外展開はあるのか。	中期防衛力整備計画においては、航空優勢獲得・維持のために整備するとされている。 海外展開等を定めるKC46Aに係る運用要領については、現段階で明確な説明は出来ないと聞いている。
②機体完成や配備の時期はいつを予定しているのか。給油ブームの不具合が発生し開発が遅れていると聞いているがどうか。	平成32年度以降、美保基地に配備する予定と聞いている。完成の時期や開発の遅れ等の情報は承知していない。
③配備の経費、配備機数、配備人員はどうか。訓練はどのような内容で、訓練頻度はどうか。	平成29年度予算において、新空中給油輸送機の1機の個体構成費及び機体取得の経費約299億円、駐機場整備予定地への建物移設調査工事等経費計0.6億円を計上されている。中期防期間中において、3機を整備することとされているが、美保基地における配備機数は未確定であり、配置人員も未定と聞いている。美保基地での具体的な訓練内容については、現段階で未定と聞いている。
④オスプレイが空中給油中に事故を起こし、沖縄で墜落したが、原因説明はされたのか。事故報告はされたのか。事故を受けての改善策は検討されたのか。	外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、政府が適切な情報を基に対応されるべきものであることから県が情報を求める立場ではない。
■美保基地全体 ①T400 教育隊の移転、C1 から C2 輸送機へ転換配備、CH47 配備、新空中給油機の配備で、美保基地内の配置はどうか。訓練が複合するが、全体的な訓練の頻度、騒音はどうか。(C1、C2、T400、新空中給油機の比較を)。	個々の機体の配備計画が定まっていない現時点において、美保基地内の格納庫等の配置、訓練飛行の計画も未確定であり、騒音の状況も確認できない。
②高尾山のレーダー、ゾウのオリなど、管制機能はどのようになっているのか。	管制機能については、現時点では変更があることは承知していない、

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
③これらによって、美保基地全体の機能はどうなるのか。	空中給油・輸送機には、空中給油機能、輸送機能の2つの機能があり、いずれも作戦を支援するものであり、KC-46Aの配備により美保基地の位置づけは変わらないと聞いている。
■厚木基地空母艦載機部隊の岩国基地への移転 ①移転計画はどうなっているのか。	平成29年8月9日、E-2Dの飛来により、移駐開始した。今後の移駐計画は <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年11月頃FA-18の2部隊、 ・平成30年1月頃、EA-18Gの部隊、及びC-2の部隊 ・平成30年5月頃、FA-18の2部隊が、それぞれ岩国への移駐を予定している。ただし、今後の米側の運用により変更がありうると聞いている。
②美保基地との訓練は想定しているのか。	現時点で美保基地での訓練は想定されていないと聞いている。
③移転に伴って騒音や低空飛行訓練の増加はどうなるのか。	
④鳥取県は米軍機低空飛行訓練に対して、騒音測定器の設置を求めているが、検討しているのか。	騒音測定器の設置は、地域の実情を踏まえながら適切に対応すると聞いている。
【原発】 (1) 日本原燃の低レベル放射性廃棄物入りドラム缶約4300本について、国内4原発での排出前放射線量の測定値が、実際に報告されている数値より低かった可能性があるとしているが、その中で島根原発が3448本と群を抜いている。 中国電力のホームページの報告を見ると、「搬出済み8272本のうち、検査時データの確認ができた4824本は適切に処理されていることを確認した。検査時のデータが残っていない3448本についてはプログラムの不具合による影響を受けたことを前提として、放射能濃度を保守的に試算した結果、埋設基準を満足することを確認した」としているが、そもそも検査データの紛失も原発の管理運営上許されないものとする。環境に影響がないと発表されているが、なぜそういう事態が起きたのか、徹底した原因究明と厳格な放射能濃度の評価を求めること。いまだに説明がなされていないが、鳥取県、鳥取県議会、米子市と境港市と両議会に対して、また住民に対して、中国電力が説明責任を果たすよう求めること。中国電力は、データ改ざん、点検もれなどトラブルを頻発させており、原発の管理能力がないことを改めて露呈するものとなった。島根原発1号機廃炉計画では、搬出先がない低レベル放射性廃棄物の管理が中国電力に求められており、今回の問題の原因解明がなされるまで、廃炉計画はいったんストップすること。	中国電力から、低レベル放射性廃棄物の搬出前に放射能濃度を計測する装置に関して、メーカーから放射能計測プログラムに不具合があり、検査済みの低レベル放射性廃棄物の放射能濃度が適切に測定されていない可能性があるとの連絡があったとの報告を受けた。 県は直ちに中国電力を呼び、当該装置で検査された保管中及び搬出済みの低レベル放射性廃棄物の放射能濃度の試算結果が埋設基準を満足していること及び今後詳細に原因究明を行うことを確認した。 中国電力から説明を受けた原子力規制庁は、今後引き続き確認するとしており、それらを引き続き注視し、必要な対策を取っていく。 既に開始されている1号機の廃止措置については、引き続き、安全に作業が行われるように必要な説明を求め、現地を確認するなどの対応を行う。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 中国電力は地震調査研究推進委員会の指摘を受け、宍道断層についてこれまでの25キロから東へ39キロと1.5倍に延長する評価に見直しをした。しかし宍道断層東端の延長部分は、宍道断層とは断層のずれの向きが異なり連続性はないとしているが、延長部分の東端と鳥取沖西部断層とは6キロしか離れておらず、専門家からも以前から連動性があると指摘されており、住民にとって大変不安である。国に対しても独自に調査するなど慎重な対応を求めること。</p>	<p>原子力発電所については、安全が第一義であり、原子力規制委員会が最新の知見に基づき、厳格に審査するべきものである。</p> <p>宍道断層の評価長さの延長については、中国電力に対して宍道断層延長の理由等を確認する質問書を発出し、中国電力から回答を受けて、県から、審査に対する真摯な対応と地元自治体等への分かりやすい説明を申し入れており、評価について適切な判断ができるよう地震を専門とする原子力安全顧問を追加した。</p> <p>今後、宍道断層の評価長さの延長等に関する原子力規制委員会の審査が終われば、その説明を求める。</p>
<p>(3) 原発管理能力のない中国電力、そして活断層の延長による地震被害も恐ろしく、島根原発の再稼働は中止するよう求めること。</p>	<p>現在、原子力規制委員会において、安全を第一義として新規制基準の適合性確認審査が厳格に行われている。</p> <p>その中で、原子力発電所の安全性確保のため、原子力事業者としての技術的能力（運転及び保守を的確に対応するための組織が適切に構築されているか等）や基準地震動等についての審査が行われている。</p> <p>引き続きその状況を確認するとともに、審査結果については専門家(原子力安全顧問)などの意見を踏まえて対応していくこととしている。</p> <p>再稼働等については、国に対し、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと、また、安全対策等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明することを強く要望している。</p>
<p>【産廃処分場】</p> <p>(1) 計画に対する関係住民の再意見書に対する再見解書が提出された。センターの見解書(回答書)からみても、立地選定に当たって科学的な検討を行ったプロセスは示されていない。センターの定めた平成15年選定基準は「飲用水源地、もしくは飲用水源地に隣接して直上流に位置しない土地」としていたが、見解書にはこの4基準のうち水源地に関する重要な基準の記述がなく、再見解書では「処理水の放流先が直近上流に位置しないことを比較検討基準のひとつにしたもので、放流先の塩川に飲用水源がないことを確認している」と回答している。</p> <p>センターが平成15年に示した選定基準は「処理水放流先」はなく、自ら作った基準を現計画地に合わせるよう都合よく変えている。また、塩川は飲用に使用していないとしても、米作、畑作に使われる飲用同様の重要な水源である。自治会説明会で「環境プラントのため条件を変えたのではないか」という意見が出たが、センターは「処理水を入れる川があることがわかったから」と答え住民の怒りを買っている。科学的立地選定プロセスを欠き、環境プラントの打診に飛びついた本計画は中止すること。</p>	<p>淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画地は、(公財)鳥取県環境管理事業センターが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形地質的に地震、津波、土砂災害に対して影響を受けないと予想されること。 ・隣接地の一般廃棄物最終処分場が長年にわたって事故なく運営されてきていること。 ・西部地域は交通、流通の要衝地であること。 <p>などを考慮して、適地として選定したものである。</p> <p>なお、センターは、平成15年10月の理事会で候補地選出にかかる具体的基準について、「放流先の下流域での飲用水源等の有無」を比較検討基準のひとつとして当該計画より以前に定めており、自ら作った基準を現計画地に合わせるよう都合よく変えているとのこと指摘は事実と異なる。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【中海】</p> <p>(1) 中海を身近に感じ、また環境問題に理解を深め、国や県などの行政、住民、団体などが互いの分野を理解する上でも大変よい機会が中海環境フェアである。今年は例年米子市が別会場で開催している米子市環境フェアを同一会場内でコラボで開催されたところだが、今年も米子市への間接補助とし、米子市での予算化がされなかったため県の補助金は0であった。昨年は知事の一声で中海でサップの全国大会が500万円の予算で行われたが、長年、中海の環境修復、改善にかかわってきた団体、個人は手弁当でフェアに出展している。あまりの違いではないか。こういう地道な取り組みを応援する県政であるべきだ。県単独でも補助をすること。</p>	<p>湖山池、東郷池の自然環境保全や賢明利用等を促進する支援制度も該各市町への間接補助のスキームであり、中海についても同様のスキームが妥当と考えている。</p> <p>引き続き米子市と協調した支援が可能となるよう調整を図っていく。</p> <p>なお、「中海SUPフェスティバル」は、ラムサール条約湿地登録10周年を記念に臨時的に開催した実行委員会事業であり、平成29年度は開催していない。</p>
<p>(2) 森山堤防が60m開削され7年を経過したが、CODは近年改善し、チツソ・リンは横ばいと改善傾向ではあるが、漁獲は減っている。かつては150種以上あった中海の魚種は鳥取県水産試験場の調査でも、平成25年28種、平成26年26種、平成27年13種と激減している。ヘドロの一因にもなっているオゴノリの回収が進み、ヘドロがなくなったが、えびやかに減っている。また下水道の高度処理がすすんでいるが、広島大学大学院生物圏科学研究科の山本民治教授によると、これ以上の下水道の高度処理が進むと、「水清ければ魚棲まず」という故事があるように、魚介類がすめなくなると指摘しておられるが、このことは中海の水産資源と環境にとって傾聴すべき指摘である。県としても関連性を調べること。</p>	<p>試験研究機関が引き続き中海の水産資源を調査研究することとしており、環境要因についても経過観察していく。</p>
<p>(3) 中海のくぼ地の埋め戻しをさらに進め、反時計回りの潮流を取り戻し、自然の力で環境修復が進むよう堤防開削をすすめること。</p>	<p>堤防の開削については、鳥取・島根両県知事の協定書(平成21年12月締結)に基づき、中海全域の水質の継続的な変化について、科学的データに基づき協議した上、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合において、「中海会議」の場などで幅広く適切な対策を検討する中で、議論、検討していくものと考えている。</p> <p>引き続き各種データの分析・評価に取り組むこととする。</p>
<p>【交通】</p> <p>(1) 鉄道路線の維持のために</p> <p>①全国で鉄道路線の廃止が続いており、その根本には国鉄分割民営化がある。分社化されたJR各社の中で経営格差が生じ、利益優先の市場まかせの民営化で公共性が後退し、赤字路線の廃止へとつながっている。しかし、鉄道路線の維持は、住民生活を守り、移動の権利を保障し、大都市と地方の格差拡大に歯止めをかける上で重要である。</p> <p>②ガソリン税をはじめ自動車関連税、航空関連税の一部や大型事業や道路に偏重した公共事業のあり方を見直し、「公共交通基金」を創設し、全国鉄道網を維持するための財源を確保するよう求めること。若桜鉄道のような第三セクター鉄道も、「公共交通基金」の対象となるよう求めること。</p>	<p>鉄道を含む地域公共交通は、地域住民の生活を支える上で必要不可欠な存在であることから、特に全国知事会では、活力ある地域社会を実現するため、第三セクター事業者も含め、交通機関の利便性向上や交通事業者の生産性向上等地域が効果的な取組を推進できるよう所要の支援を講じ、地域公共交通網の維持・確保及び充実を図ること、短期的な予算の確保だけでなく、将来にわたって安定的・継続的な予算の確保を図ること等について今年8月国に要望した。</p> <p>また、鉄道軌道災害復旧事業における国庫補助率の引き上げや支援対象の拡充、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業をはじめ、鉄道事業の根幹である安全・安心な輸送のための事業について十分かつ確実な予算の確保を行うこと、路線の維持・存続のための国の支援について補助率引き上げや補助対象の拡大、交付税措置充実等について、第三セクター事業者を有する道府県で組織する第三</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>③各地で災害を契機に、鉄道路線の廃止が起きている。現在、「災害復旧事業費補助金制度」があるが、「黒字会社」は対象外で、補助は復旧工事の半分（国25%、地方25%）以下である。鉄道事業者と国による出資で、「鉄道災害復旧基金」をつくり、すべての鉄道事業者を対象に、赤字路線等の災害復旧に必要な資金を提供すること。</p>	<p>セクター鉄道等道府県協議会を通じて国へ要望活動を行っている。 なお、現時点では、国による第三セクター事業者に対する赤字補填の支援制度はない。 引き続き、全国知事会や第三セクター事業者を有する道府県で組織する第三セクター鉄道等道府県協議会を通じて支援制度の拡充などについて、国へ働きかけていきたい。</p>
<p>④第三セクター鉄道に対する、車両や安全設備をはじめとする鉄道事業の基盤強化と赤字分補填の支援制度があるが、国・地方で年150億円程度であり、補助対象も補助率も不十分であるため、抜本的な拡充を求めること。また、地方バス路線を維持するため赤字の半分以上を補填する国の補助制度（地域公共交通確保改善事業）があるが、鉄道には適用されていない。第三セクターも補助対象にするよう求めること。地方自治体が行っている支援をバックアップする補助制度の創設や地方交付税措置の引き上げを求めること。</p>	